資料３－１　施設整備マニュアル建築物編（案）

ホテル又は旅館の客室

基本的な考え

客室は、短期的な居住空間であることを踏まえ、車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した客室・寝室を設けるとともに、それ以外の客室についても、障害者、高齢者等の利用に配慮することが望ましいです。客室の床は滑りにくく、かつ車いすの操作がしやすい材料で仕上げ、室内の造作物や備品類、コンセント・スイッチ類などについても細やかな配慮が必要です。

指定施設整備基準

(1)客室のうち客室の総数の100分の１を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、車いす使用者用客室を設けなければならない。（但し、建築物移動等円滑化基準は以下の通り。客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室を客室の総数に100分の１を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。）

(2)車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。（建築物移動等円滑化基準においても同様。）

ア　便所は、次に掲げるものであること（建築物移動等円滑化基準に置いても同様。但し、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けられている場合は、この限りでない。）

(ｱ)車いす使用者用便房を設けること。（建築物移動等円滑化基準においても同様）

(ｲ)車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。（建築物移動等円滑化基準においても同様）

a幅は、80センチメートル以上とすること。（建築物移動等円滑化基準においても同様）

b戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。（建築物移動等円滑化基準においても同様）

(ｳ)水栓器具を備えた便房を設けること。

参考図

図11－1　ツインルームの例

解説

○車いす使用者用客室の設置数

・車いす使用者用客室は、移動の困難さを考慮してエレベーターに近接した位置が望ましい。

・客室が200以下の場合は客室総数の２パーセント以上、客室が201以上の場合は１パーセント＋２以上の車椅子使用者用客室を設けることが望ましい。

・客室のバリアフリー改修等に伴って車いす使用者の利用増が見込まれる場合、駐車施設の設置数も併せて検討することが望ましい。

○客室の出入口

・高齢者や視覚障害者等に配慮し、解錠・施錠が音等で分かる工夫をすることが望ましい。

「出入口」を参照

○客室及び便房の出入口の有効幅員

・有効幅員は、車いす使用者が出入口を通過しやすい幅である90センチメートル以上とすることが望ましい。

○便房の戸

・聴覚障害者の利用に配慮し、ドアノックを感知し、発行するドアノックセンサーや屋内信号装置等を設置することが望ましい。

○車いす使用者が回転できる空間

・車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間とは、室内で車いす使用者が回転できるスペース（原則として150センチメートル以上の円）を設けることが基本である。

車いす使用者の声

・障害者の集まるイベントでホテルを利用する場合もあるので、できるだけ多くの部屋を車いす使用者用客室にしてほしいです。

・車いす使用者用客室のベッドのうち１つは介護用ベッドを用意してもらえると助かります。

・車いす使用者用客室の浴室は、介助者も想定されるため十分なスペースを設けてもらうと、安全に入浴できます。車いす使用者用便房はフロント階のほか、宴会場・ホール、レストラン・食堂、共用浴室等と同じ階にもあると助かります。

図11－２　シングルルームの例

解説

○テレビの設置

・聴覚障害者に配慮し、文字放送や字幕放送受信可能なテレビを設置することが望ましい。

○浴槽

・「浴室、シャワー室又は更衣室」を参照

図11－３　ベッドの高さ、間隔の整備例

解説

○ベッドの高さ

・車いすの座面の高さに合わせ、原則として、40から45センチメートル程度とする。

・ヘッドボードの高さは、マットレス上面より30センチメートル以上とし、形状はベッド上で寄り掛かりやすいものとする。

・客室には介助者用のベッドを必要に応じて確保する。

・車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドやベッドサイドキャビネットを床に固定することは避ける。

図11－４　スイッチ、コンセントの高さの整備例

　　解説

・コンセント、スイッチ等は床面から40から110センチメートル程度の範囲内に納め、立位使用者も考慮した高さとする。

・鍵は上下２か所に設ける等工夫する。

・電動車いすのバッテリー充電のため、客室内の利用しやすい位置にコンセントを設ける。

図11－５　クローゼット、屋内信号装置の整備例

　　解説

　ポータブル屋内信号装置を設置し、来客、電話やファックスの着信、起床時間などを光（ストロボ）または振動で知らせる。

　　　利用者の声

全ての人が使いやすい施設にするために

聴覚障害のある方からは、

・客室とフロントとのやり取りは電話が多いので、メール等視覚表示によりやり取りできると良い

・ホテルの利用案内ビデオには字幕を入れてほしい。

などの声があります。緊急時にどのようにやり取りするのかを考える必要もあります。振動等によって緊急事態を知らせる方法もあります。様々な工夫により、利用する人にとって安全で快適な環境づくりが求められています。

コラム

ホテル又は旅館のさらなるバリアフリーの促進①

高齢者、障害者等が他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備は求められています。 また、今後、 国内外から多くの旅行客が宿泊施設を利用することが見込まれるため、 バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に義務付けられた車いす使用者用客室を設けるとともに、 一般客室においても高齢者や車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮することが望まれます。

車いす使用者のみならず、健常者を含めた多くの利用者にとっても魅力ある車いす使用者用客室や、高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室を設けることにより、稼働効率の良い客室配置が可能となります。

一般客室については、 新築の段階からバリアフリー対応の計画とすることが望ましいことはもちろん、 既存の客室についてもできる限りバリアフリー化の改修を進めていくことが求められます。

一般客室におけるバリアフリー化の課題と対応の工夫例

・ユニットバスの出入口の幅及び内部スペースが狭く、車いすが進入・回転できない　→出入口の幅を広げ、引き戸として内部スペースを確保することで、車いすの進入・回転を可能にする

・ユニットバスの出入口に段差があり、車いすが進入できない →スロープを設けることにより、段差を解消し、車いすでも進入可能にする

・客室の出入口の幅及び客室内の通路幅が狭く、車いすが進入・回転できない　→出入口の幅を80cm以上とし、また客室内においてスペースを設けることにより、車いすの回転を可能にする

・客室の中に段差があり、車椅子が室内を移動できない　→据え置きスロープを設置することで、車いすでの室内移動を可能にする

・その他にも、車いすを動かしやすいレイアウトの配慮も含め、限られた空間で必要なスペースを確保する工夫を行うことが重要です。

車いす使用者の声

・仲間と旅行に行くとき、車いす使用者用客室の数に限りがあり、同じ施設で全員が宿泊できないことがあります。車いすで客室に入ることができ、また、部屋の中に車いすで転回できるスペースがあることで、一般客室でも宿泊できる車いす使用者もいます。予約時に客室や施設全体のバリアフリー情報がわかると、事前に使い勝手がわかり、どこに泊まるか選びやすいです。

124－１Bページ

コラム

ホテル又は旅館のさらなるバリアフリーの促進②

既存の客室の改修例

古い施設の場合等は面積や構造による制約があるため、基準への対応が技術的に困難なこともありますが、そのような場合においても、可能な範囲で指定施設整備基準等を目安に、車椅子使用者の利用に配慮した客室を整備することや、高齢者、肢体不自由者（車いす使用者、杖使用者、上下肢障害者等）、妊産婦やけが人等の一時的に制限を受ける人々等、より多くの利用者にとって使いやすい一般客室の整備に取り組むことが重要です。

客室内に車いす等の回転スペース等を確保し、また車いす使用者用便房・浴室を設けるためには、一定の客室の広さが必要ですが、１室ではその面積が不足する場合は、一般客室の２室を１室に統合することで部屋の間取りを変更し、客室内の空間の確保する方法もあります。

ハード整備以外の工夫

高齢者・障害者等のそれぞれの特性や一時的なニーズに対応するため、車いす使用者用客室だけでなく、一般客室を含めた各客室に対する情報伝達、コミュニケーション支援、入浴に必要な備品の貸し出し等のソフト面の工夫を図ることも重要です。施設の改善・改修による対応とあわせて、人的対応等ソフト対応の両面を考慮しつつ設計を行うことが求められます。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した一般客室の整備とあわせて、ソフトの対応も含めバリアフリーのための様々な配慮を行うことは、施設運営者にとって今後の利用者拡大につながります。

※非常時の対応については、143－１ページのコラムを参照

視覚障害者の声

鍵の使い方や部屋の間取り、スイッチ、リモコン等の位置等について、実際に手で触らせてもらいながら、従業員の方から説明してもらえると、とても助かります。また、緊急時の情報伝達方法や避難方法についても、説明してもらえると安心して宿泊できます。

誘導設備等

コラム

災害時への配慮

わかりやすい動線計画・空間計画

建築物の整備の際には、高齢者、障害者等の避難についても十分計画に組み込んでおくことが必要です。

一番の基本は、高齢者、障碍者を含むすべての人にアクセス経路と避難経路がわかりやすいことです。規模が大きく複雑な機能を持つ建築物の場合には、特にわかりやすい動線計画・空間計画に注意しましょう。

情報提供

非常事態（火災、地震、津波等）となったときの情報伝達についても重要です。様々な障害者に対してわかりやすいように、音、光、その他の人的な支援等の様々な方法により、危険が生じていることを伝達します。

なお聴覚障害者は、非常ベル等での音で危険を察知できないことがあり、音以外の情報伝達手段が課題です。

聴覚障害者に非常事態の発生を伝える方法として、光警報装置があります。光警報装置は天井や壁などに設置され、火災の発生を検知すると光が点滅して視覚への効果を訴えるものです。

また、緊急時のコミュニケーション手段となる筆談ボード等を準備することも有効です。

避難情報や避難経路の案内表示は、わかりやすい内容で見やすい位置に設けます。車いす使用者でも見やすいよう高さに配慮します。大き目の文字を用いる、やさしい日本語にする、漢字以外にひらがな、外国語等を併記する、図記号等を併記する等、全ての人にわかりやすいことが求められます。

※「光警報装置の設置に係るガイドライン」（総務省消防庁：2016年９月通知）

光警報装置の設置場所や設置の仕方について解説しています。

＜主な内容＞

・大規模な空港や駅など、避難誘導できる人が聴覚障害者の近くにいない場所への設置が望ましい。利用者の多い商業施設などにも必要に応じて設置。

・天井の高い場所では、床から10メートル以内の位置への設置が望ましい。

・光の色は色弱の人でも見逃しにくい白色光が望ましい。

ハード整備の対応

火災時の避難にあたっては、まず火元と隔てられたところに移動できることが重要です。これが確保されれば、避難階、さらには屋外への避難が可能になります。設計に際しては、車椅子使用者等が防火戸・防煙壁を支障なく移動できるか確認する必要があります。

次に、とりあえず安全を確保できる空間（一時待避スペース

として、非常用エレベーターのロビー、避難階段、避難バルコニーなどを他の部分と隔てた防火区画としておくことが有効です。

このように、高齢者、障害者等が避難階に円滑に移動できるよう建築物の物理的対応を行っておくことが必要です。また、人的な対応も重要であり、平常時から非常事態の対応について検討しておくことが大切です。

※「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」（総務省消防庁：2018年３月）

多数の外国人来訪者等の利用が想定される駅・空港や、競技場、旅館・ホテル等で、火災や地震が発生した際の災害情報の伝達及び避難誘導について、外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、当該施設に置いて取り組むことが望ましい事項が以下のように示されている。

１、デジタルサイネージやスマートフォンアプリ、フリップボード等の活用などによる災害譲歩や避難誘導に関する情報の多言語化・文字等による視覚化

２、障害など施設利用者の様々な特性に応じた避難誘導（避難の際のサポート等）

３、外国人来訪者や障害者等に配慮した避難誘導等に関する従業員等への教育・訓練の実施